

アジア経営者連合会 会則

第1章 総則		(専門委員会の設置)	
(名称) 第1条	本会は、アジア経営者連合会(英文名 Asia Leaders Association)と称する。	第16条	1. 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査、研究、又は検討させることができる。 2. 委員長、副委員長を委員の中から互選により選出する。 3. 専門委員会の構成員は、当会会員資格を有する者とする。ただし、委員長は必要があると認められるときは、外部からの出席を認めることができる。 4. 専門委員会は、調査、研究、又は検討した結果を理事会に具申する。
(事務所) 第2条	事務所は、東京都中央区に置く。	(会議の種類) 第17条	本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。
(目的) 第3条	本会は、日本及びアジア各国で活躍する新興企業や中小企業の経営者や、日本で活躍するアジアの経営者が集い、それぞれの成長ステージ毎に抱える様々な課題に対して、相互に助け合い、アドバイスし合うことにより成長をして行ける場を形成し、企業のみならず、国内・世界経済の発展への一助となることを目的とする。	第4章 会議	
(活動) 第4条	本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) インターネット上や、リアルなミーティングによる、経営者が直面する様々な課題への解決を促す機会の提供。 (2) 誌面による会員間のコミュニケーション・ツールとしての「エマージングカンパニー」の発刊、定期配送 (3) 会員間若しくは、会員と国内・海外企業家とのコミュニケーションを図る情報交換・交流の場の企画・提供 (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動	(構成) 第18条	1. 総会は、第5条に定める会員をもって構成する。 2. 理事会は、理事をもって構成する。
(会員) 第5条	本会の会員(以下「会員」という。)は、本会の趣旨・目的に賛同し、所定の手続を経て入会した法人をもって構成する。	(開催) 第19条	1. 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めるとき。 (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 3. 理事会は2ヶ月毎に定期理事会を開催することを原則とするが、次に掲げる場合にも開催することができる。 (1) 理事会が必要と認めるとき。 (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
(入会) 第6条	1. 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本会事務局に提出しなければならない。 2. 会員として入会の承認を得たものは、直ちに所定の会費を納入するものとし、会員資格は納入後に発生するものとする。 3. 会員は、代表取締役の他に、本会に対して会員権利を行使するもう1人の者(以下「会員担当者」という。)を定め、本会事務局に届け出なければならない。会員が会員担当者を変更した場合は、速やかにその旨及び変更後の会員担当者の氏名等を本会事務局に届け出なければならない。	(召集) 第20条	総会及び理事会は、理事長がこれを招集する。
(会費) 第7条	1. 会員は、本会の運営及び活動の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより、以下の会費を負担しなければならない。 年会費 3万円(不課税) 2. 会員は、年会費とは別に、本会への賛助金を納入することができる。本会は、収支報告書において賛同協会の費として計上する。	(議長) 第21条	総会及び理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
(納入方法) 第8条	1. 会員は、事務局の請求により、指定期日までに指定銀行口座に振り込む方法により、年会費を納入する。なお、振込手数料は会員の負担とする。 2. 年会費の納入は、年1回とし、会員は自己の入会時期に応じた翌期分の年会費を一括で支払うこととする。 3. 事業年度の中途で入会する会員は、入会該月から1年分(3万円)を納入する。	(定足数) 第22条	総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
(退会及び除名) 第9条	1. 会員が退会するときは、事前に所定の書面に事務局に届け出なければならない。 2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会は会員に対し退会を勧告でき、又、会員は勧告に応じなければならない。また、本会は理事会の決議により、当該会員につき退会を命じ又は除名することができる。 (1) 会員が本会の名誉を毀損したとき (2) 本会の目的に反する行為を行ったとき (3) 年会費を3ヶ月以上納入しないとき (4) その他、本会の活動に悪影響を及ぼす行為を行ったと認められるとき 3. 会員は、理由の如何に拘わらず、一旦納めた会費の返還を請求出来ないものとする。	(議決) 第23条	1. 総会及び理事会の議事は、本会則で別に定めた場合を除き、出席構成員の2分の1以上の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。 2. やむを得ない理由のため、総会及び理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。 3. 前項の規定により議決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。 4. 議決につき特別の利害関係を有する構成員は定足数に算入せず、また、議決権を行使することはできない。
(反社会的勢力等の排除) 第10条	会社及び関係会社の役員(当該役員の配偶者及び二親等内の親族を含む。以下「役員等」という)又は主な株主(取引所に上場していない会社の場合は全株主)及び取引先等が以下に該当している場合、又は、該当するに至った場合は入会は認めない。また、既に会員であったときは、会員の資格は直ちに剥奪されることとする。 (1) 反社会的勢力、又はこれに準ずる者(以下、「反社会的勢力等」と言う)であること。 (2) 資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与していること。 (3) 意図して反社会的勢力等と交流を持っていること。	(議決事項) 第24条	1. 総会は次の事項を議決する。 (1) 過年度の事業報告及び会計報告の承認 (2) 新年度の事業計画及び予算の決定 (3) 会則の変更 (4) 役員を選任又は解任 (5) 解散及び残余財産の処分 (6) その他本会則で定められた事項及び理事会から付議された事項 2. 理事会は次の事項を審議決定する。 (1) 総会で決定した事項の執行に関する事項 (2) 総会に付議する事項 (3) その他総会の議決を必要としない会務執行に関する事項
(役員) 第11条	1. 本会に、20人以内の理事を置く。 2. 理事長1名、幹事長1名、専務理事1名、副理事長は数名とする。	(議事録) 第25条	総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 構成員の総数及び出席構成員の数 (3) 議決事項 (4) 議事の経過の概要
(選任等) 第12条	1. 理事は、2/3以上の賛成による理事会決議をもって、会員のうちからこれを選任する。 2. 理事長、副理事長、幹事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。	(資産) 第26条	本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 会費 (3) 寄付金 (4) 資産から生ずる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入
(職務) 第13条	1. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。 2. 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。副理事長はこれを補佐する。 3. 幹事長は、理事長を補佐し、理事会においてあらかじめ定められた職務を遂行する。 4. 専務理事は、理事長と共に本会を代表し、理事長の補佐し、会務を統括する。	(経費) 第27条	本会の経費は、資産をもって支弁する。本会の経費には、事務局運営費を含む。
(任期) 第14条	1. 役員は、任期は特に定めないものとする。 2. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。	(剰余金の処理) 第28条	事業年度末において剰余金が生じた場合は、総会の議決により処分を決定するものとする。
(顧問) 第15条	1. 本会に、顧問8人以内を置くことができる。 2. 顧問は、理事の指名により選任する。 3. 顧問は、理事会の諮問に応え、又は本会の業務運営上の重要な事項について意見を述べることができる。 4. 顧問の任期は特に定めないものとする。	(事業年度) 第29条	本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
		第6章 会則の変更及び解散	
		(会則変更) 第30条	本会則は、総会の出席会員の過半数の同意を得た場合、変更できる。
		(解散) 第31条	本会は、総会において会員の3分の2以上の同意を得た場合、解散できる。
		(残余財産の処分) 第32条	本会の残余財産は、総会において会員の3分の2以上の同意を得た場合、これを処分できる。
		第7章 補則	
		(事務局) 第33条	1. 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局職員は理事長が任免する。 2. 事務局は、本会の事務の全部又は一部を外部に委託することができる。受託者は、前項に基づく事務を行うほか、会員の事業若しくは営業の支援や、事業提携、企業再編等に関する情報を提供することを目的として、会員に関する情報を活用できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾する。 以上